

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

－ 図書館資料の貸出点数の最適化 －

総合教育部 中央図書館

1. 図書館の貸出点数

(1) 他市の貸出点数上限 (注) 別カウント：図書等の貸出点数上限とは別にAV資料の貸出点数をカウント

	自治体名	貸出点数 上限 (冊)	左記中のAV資料貸出点数 上限 (点)	貸出期間
	枚方市	12	6	図書：2週間 AV：1週間
中核市	寝屋川市	20	2 (CD1/DVD1)	図書：3週間 AV：3週間
	豊中市	10	6 (CD4/ビデオ1/DVD1)	図書：2週間 AV：2週間
	吹田市	15	3 (別カウント (注))	図書：2週間 AV：2週間
	高槻市	20	4 (CD4 [別カウント])	図書：2週間 AV：2週間
	八尾市	10	2 (CD3/DVD1 [別カウント])	図書：2週間 AV：1週間
	東大阪	10	2 (CD2)	図書：2週間 AV：2週間
北河内	守口市	10	10	図書：2週間 AV：2週間
	門真市	15	2 (別カウント)	図書：3週間 AV：2週間
	大東市	10	10	図書：2週間 AV：2週間
	四條畷市	10	2 (CD2 [別カウント])	図書：2週間 AV：2週間
	交野市	15	所蔵なし	図書：2週間 雑誌：1週間
他	箕面市	20	20	図書：15日間 AV：15日間
	茨木市	20	8 (CD8 [別カウント])	図書：15日間 AV：15日間

(2) 各市のサービス状況と貸出点数上限の関係

大阪公共図書館協会 大阪府内公共図書館奉仕概況・予算一覧表（令和5年度実績）より

	属性	自治体名	貸出 点数 上限 (冊) (注1)	貸出 期間	人口 (人)	所蔵冊数 (冊)	年間受入冊数		図書等 購入費 (千円) ※R5年度決算	貸出冊数 (冊)
							総数 (冊) (注2)	うち 購入冊数 (冊)		
1	中核・ 北河内	枚方市	12	2週間	395,300	1,218,530	57,453	43,523	144,481 うち臨時的経費 59,919 経常経費 84,562	3,816,054
2	中核	東大阪	10	2週間	486,551	864,445	33,153	31,647	66,814	1,759,837
3	中核	豊中市	10	2週間	399,029	958,199	42,742	38,595	84,869	3,064,329
4	中核	吹田市	15★	2週間	381,238	1,256,908	60,697	55,696	82,011	3,640,872
5	中核	高槻市	20★	2週間	348,020	1,623,031	43,080	36,513	87,726	2,923,851
6	中核	八尾市	10★	2週間	261,197	753,480	32,045	25,787	40,364	1,647,804
7	中核・ 北河内	寝屋川市	20	3週間	226,693	583,269	22,228	21,418	34,331	1,000,703
8	北河内	守口市	10	2週間	140,974	219,513	10,837	10,084	29,019	355,000
9	北河内	門真市	15★	3週間	116,836	284,107	15,641	14,005	16,600	224,175
10	北河内	大東市	10	2週間	116,193	533,018	16,846	15,293	34,691	703,164
11	北河内	交野市	15	2週間	77,229	233,447	9,090	8,714	17,312	453,647
12	北河内	四條畷市	10★	2週間	54,131	264,916	7,660	6,471	12,407	275,846
13	その他	茨木市	20★	15日間	285,729	1,325,969	55,117	53,647	88,282	3,464,687
14	その他	箕面市	20	15日間	138,845	864,517	25,931	24,645	62,037	1,706,206

(注1) 単位(冊)のところの数値には基本的にAV資料を含む(★は別カウント) (注2) 受入総数には寄贈図書等の受入分を含む

(3) 各サービス項目と貸出冊数上限の関係

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 所蔵 冊数 (冊)
1	箕面市	20	6.2
2	四條畷市	10	4.9
3	高槻市	20	4.7
4	茨木市	20	4.6
4	大東市	10	4.6
6	吹田市	15	3.3
7	枚方市	12	3.1
8	交野市	15	3.0
9	八尾市	10	2.9
10	寝屋川市	20	2.6
11	豊中市	10	2.4
11	門真市	15	2.4
13	東大阪	10	1.8
14	守口市	10	1.6

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 貸出 冊数 (冊)
1	箕面市	20	12.3
2	茨木市	20	12.1
3	枚方市	12	9.7
4	吹田市	15	9.6
5	高槻市	20	8.4
6	豊中市	10	7.7
7	八尾市	10	6.3
8	大東市	10	6.1
9	交野市	15	5.9
10	四條畷市	10	5.1
11	寝屋川市	20	4.4
12	東大阪	10	3.6
13	守口市	10	2.5
14	門真市	15	1.9

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 購入 冊数 (冊)
1	茨木市	20	0.188
2	箕面市	20	0.178
3	吹田市	15	0.146
4	大東市	10	0.132
5	四條畷市	10	0.120
6	交野市	15	0.113
7	門真市	15	0.120
8	枚方市	12	0.110
9	高槻市	20	0.105
10	八尾市	10	0.099
11	豊中市	10	0.097
12	寝屋川市	20	0.094
13	守口市	10	0.071
14	東大阪	10	0.065

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	市民 一人 あたり 図書等 購入費 (円)
1	箕面市	20	447
2	茨木市	20	309
3	大東市	10	299
4	高槻市	20	252
5	四條畷市	10	229
6	交野市	15	224
7	吹田市	15	215
8	豊中市	10	213
8	枚方市	12	213
10	守口市	10	206
11	八尾市	10	154
12	寝屋川市	20	151
13	門真市	15	142
14	東大阪	10	137

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	蔵書 回転率 (回) ※
1	豊中市	10	3.2
2	枚方市	12	3.1
3	吹田市	15	2.9
4	茨木市	20	2.6
5	八尾市	10	2.2
6	東大阪	10	2.0
6	箕面市	20	2.0
8	交野市	15	1.9
9	高槻市	20	1.8
10	寝屋川市	20	1.7
11	守口市	10	1.6
12	大東市	10	1.3
13	四條畷市	10	1.0
14	門真市	15	0.8

	自治体名	貸出 点数 上限 (冊)	貸出 期間	1週 あたり 貸出 冊数 上限 (冊)
1	高槻市	20	2週間	10.0
2	茨木市	20	15日間	9.3
3	箕面市	20	15日間	9.3
4	吹田市	15	2週間	7.5
5	交野市	15	2週間	7.5
6	寝屋川市	20	3週間	6.7
7	枚方市	12	2週間	6.0
8	豊中市	10	2週間	5.0
9	八尾市	10	2週間	5.0
10	東大阪	10	2週間	5.0
11	守口市	10	2週間	5.0
12	大東市	10	2週間	5.0
13	四條畷市	10	2週間	5.0
14	門真市	15	3週間	5.0

※蔵書回転率
= 貸出冊数 ÷ 所蔵冊数

(4) 各サービス項目と貸出点数上限の関係から読みとれる全体的な傾向

①近隣他市の貸出点数上限は、20点、15点、10点のいずれかである。

20点、15点を貸出冊数の上限としている市は、

*市民一人当たりの「a：貸出冊数」が比較的多い

*サービスを行う資源としての「b：市民一人当たりの所蔵冊数」、「c：市民一人当たりの購入冊数」、「d：市民一人当たりの図書等購入費」も比較的高い

(枚方市は14市中、a：3位、b：7位、c：8位、d：8位)

②本市における市民一人あたりの図書購入経費とそれに伴う購入冊数は比較的低位に位置するが、貸出冊数は多く、これは限られた予算の中で魅力的な図書等の収集を行い、蓄積してきた既存蔵書を最大限有効活用して、蔵書の回転率を上げていることを示している。

(蔵書回転率：枚方市は14市中2位)

2. 本市における貸出点数上限の最適化

(1) 貸出点数上限

利用者サービス向上の観点から、本市の貸出点数の上限を現状の12点から15点に変更する。
(うちAV資料は6点まで)

(理由)

1. 貸出点数の上限を現状の12点から20点に変更した場合、貸出の増加に伴う書架上の図書の減少が懸念される。
2. 15点までの上限変更であれば、利用者サービスの向上にもつながり、また、書架上の図書の減少も許容範囲内に収まるものと予想される。
3. 貸出点数の上限変更に伴い、予約点数の上限も現状の12点から15点に変更となることから、この点においても利用者サービスの向上につながる。
4. AV資料貸出点数の上限については、令和4年(2022年)10月1日から、3点から6点に変更して試行し、特に問題がなかったことから、令和6年(2024年)6月の図書館条例施行規則の一部改正により6点としたところであり、当面は現状維持とする。

(2) 実施日程

令和7年(2025年)1月の教育委員会定例会にて規則改正を行い、同年4月1日から実施予定。